

岩手県告示第341号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1027号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
1 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>地域振興部</u> NPO・文化国際課		1 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>政策地域部</u> NPO・文化国際課	
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所		2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所	
法第10条第1項の認証を受けて設立しようとする特定非営利活動法人、法第25条第3項の認証を受けて定款を変更しようとする特定非営利活動法人又は法第34条第3項の認証を受けて合併後存続する特定非営利活動法人若しくは合併によって設立する特定非営利活動法人（以下「設立法人等」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（紫波郡のうち紫波町にあつては、 <u>紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u> ）	盛岡市内丸11番1号 <u>盛岡</u> <u>地方振興局企画総務部</u>	法第10条第1項の認証を受けて設立しようとする特定非営利活動法人、法第25条第3項の認証を受けて定款を変更しようとする特定非営利活動法人又は法第34条第3項の認証を受けて合併後存続する特定非営利活動法人若しくは合併によって設立する特定非営利活動法人（以下「設立法人等」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（ <u>岩手郡のうち葛巻町にあつては葛巻町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、紫波郡のうち紫波町にあつては紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u> ）	盛岡市内丸11番1号 <u>盛岡</u> <u>広域振興局経営企画部</u>
設立法人等の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合（奥州市にあつては、 <u>奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u> ）	[略]	設立法人等の主たる事務所が <u>花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する</u>	[略]
設立法人等の主たる事務所	花巻市花城町1番41号 県		

<p>が花巻市及び遠野市の区域内に所在する場合（花巻市にあっては、花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）</p>	<p>南広域振興局花巻総合支局 地域支援部</p>	<p>設立法人等に、北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の</p>	
<p>設立法人等の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合（北上市にあっては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）</p>	<p>北上市芳町2番8号 県南 広域振興局北上総合支局 地域支援部</p>	<p>の事務所を有する設立法人等に、奥州市にあっては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の</p>	
<p>設立法人等の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあっては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、東磐井郡にあっては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）</p>	<p>一関市竹山町7番5号 県南 広域振興局一関総合支局 地域支援部</p>	<p>の事務所を有する設立法人等に、東磐井郡にあっては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）</p>	
<p>設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、陸前高田市にあっては陸前高田市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）</p>	<p>大船渡市猪川町字前田6番地1 大船渡地方振興局 企画総務部</p>		
<p>設立法人等の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合（釜石</p>	<p>釜石市新町6番50号 釜石 地方振興局企画総務部</p>	<p>設立法人等の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合（釜石</p>	<p>釜石市新町6番50号 沿岸 広域振興局経営企画部</p>

市にあっては、釜石市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）		市にあっては、釜石市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	
設立法人等の主たる事務所が宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）の区域内に所在する場合	宮古市五月町1番20号 <u>宮古地方振興局企画総務部</u>	設立法人等の主たる事務所が宮古市及び下閉伊郡（普代村を除く。）の区域内に所在する場合	宮古市五月町1番20号 <u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u>
設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（久慈市にあっては久慈市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、 <u>九戸郡のうち洋野町にあっては洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u> ）	久慈市八日町一丁目1番地 <u>久慈地方振興局企画総務部</u>	設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、 <u>陸前高田市にあっては陸前高田市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u> ）	大船渡市猪川町字前田6番地1 <u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u>
設立法人等の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区	二戸市石切所字荷渡52番地 <u>二戸地方振興局企画総務部</u>	設立法人等の主たる事務所が二戸市、九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡の区	二戸市石切所字荷渡52番地 <u>県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター</u>

域内に所在する場合

域内に所在する場合 (二戸市にあっては二戸市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、九戸郡のうち軽米町にあっては軽米町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。)

備考 改正部分は、下線の部分である。